

多摩市再犯防止推進計画（素案）

令和3年12月策定

多摩市

はじめに

市長挨拶文 記載予定

目次

I 計画の策定について	1
(1) 計画策定の趣旨	1
(2) 計画の位置付け	1
(3) 計画の期間	2
(4) 対象者	2
(5) 取組方針	2
(6) 計画の推進体制	2
II 計画の背景	3
(1) 再犯防止に向けた国の取組	3
(2) 再犯防止に向けた東京都の取組	4
III 重点課題（項目）と主な取組	5
(1) 計画の体系	5
(2) 主な取組	5
重点課題1 就労・住居の確保等	5
重点課題2 保健医療・福祉サービスの促進等	9
重点課題3 非行の防止・学校と連携した修学支援等	16
重点課題4 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等	19
重点課題5 再犯防止のための連携体制の整備等	23
重点課題6 3市共通で行う取組	24
参考資料	25
1 全国の状況	26
2 多摩市の状況	28
3 多摩市再犯防止推進計画策定の経緯	31
再犯の防止等の推進に関する法律 概要	32
国の再犯防止推進計画 概要	34

(1) 計画策定の趣旨

全国における刑法犯の認知件数は、平成14年をピークに17年連続で減少しており、令和元年は戦後最小を記録するなど全国的に減少傾向にあります。多摩市を管轄する多摩中央警察署管轄内における認知件数及び刑法犯の検挙数も減少傾向にあります。

その一方で、刑法犯による検挙者の再犯者率は平成9年以降一貫して上昇しており、令和元年は48.8%となり、実に検挙者の約2人に1人の割合と未だ高い水準にあります。

誰もが安心して暮らすことができるまち、「セーフシティ」の実現を図るためには、犯罪を未然に防ぐことだけでなく、再犯防止対策を推進することが不可欠です。地域で生活を送るために、助けを必要としながら支援に繋がっていない犯罪をした者等の孤立を防ぎ、地域社会の一員として社会復帰することができるよう、「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、地域共生社会におけるソーシャル・インクルージョン（社会的包摂）の考え方にに基づき、関係者や関係機関と連携を図りながら「息の長い」支援を行っていくことが求められています。

再犯防止施策は、就労、住居、保健医療、福祉等多岐に渡る施策による支援が必要となるため、基礎自治体である市の役割が極めて重要ですが、これらを特定の部署が全ての役割を担うのではなく、各関係部署と有機的に連携しながら取り組んでいく必要があります。

犯罪をした者等が地域社会にいち早く復帰することができるよう、再犯防止のための支援のあり方を示すとともに、その必要性について広く啓発を行うため、令和2年度に策定した「再犯防止推進計画 日野・多摩・稲城3市共通理念」（以下、「3市共通理念」という。）を基に、多摩市再犯防止推進計画を策定します。

(2) 計画の位置付け

本計画は、再犯防止推進法*第8条第1項に定める地方再犯防止推進計画として、国の再犯防止推進計画や東京都の再犯防止推進計画を勘案して策定します。

国の閣議決定（平成29年12月15日）した再犯防止推進計画に基づき、東京都の策定した再犯防止推進計画を上位計画とし、3市共通理念を基に多摩市の現状に沿って策定した計画です。

本計画は、再犯防止のための施策だけでなく、就労支援や住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用の促進など、市民へ提供している各種施策で、再犯防止に資する取組となるものや、副次的な効果として再犯防止につながる可能性のある取組を記載します。

再犯防止に資する取組として行政施策を記載するだけでなく、民間協力者等の役割等が記載された計画を策定することで犯罪をした者等の円滑な社会復帰を後押しし、市民の犯罪被害を防止するとともに、地域住民に対する啓発を行うことで安全で安心して暮らせるまちを実現します。

地域福祉計画における「地域共生社会の実現」を含め、関連する分野別の計画と緊密な連携をとるものとします。

第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

(3) 計画の期間

本計画の期間は、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間です。

(4) 対象者

本計画における対象者は、再犯防止推進法第2条第1項で定める「犯罪をした者等」とします。

■再犯防止推進法 附帯決議

本法における「犯罪をした者等」の認定に当たっては、有罪判決の言渡し若しくは保護処分の審判を受けた者又は犯罪の嫌疑がないという以外の理由により公訴の提起を受けなかった者に限定するなど、本法の基本理念を踏まえ、かつ、その罪質、犯罪のなされた時期を考慮し、不当に拡大した適用をすることがないようにすること。

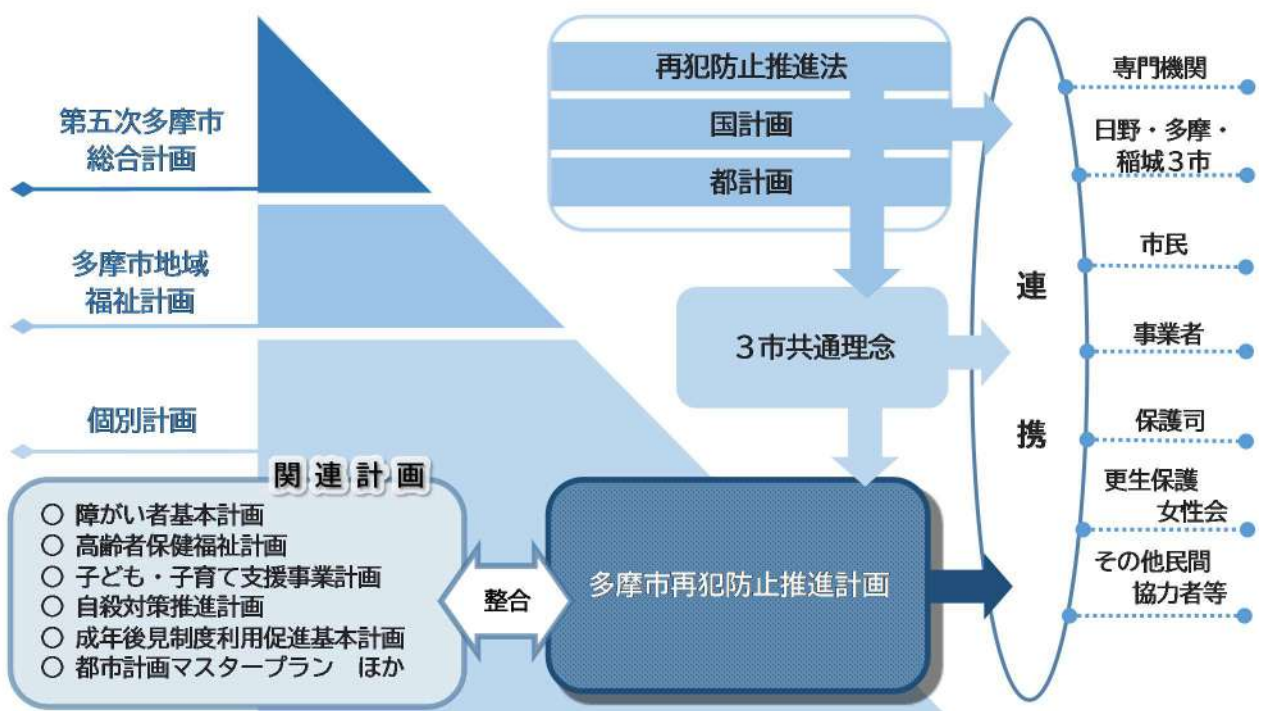
(5) 取組方針

国や東京都の基本方針等を踏まえ、3市共通理念で定めた基本方針を基に、多摩市では次の6つの重点課題を推進します。

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 非行の防止・学校と連携した修学支援等
- ④ 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等
- ⑤ 再犯防止のための連携体制の整備等
- ⑥ 3市共通で行う取組

(6) 計画の推進体制

計画は、各重点課題に沿った行政施策及び民間協力者等の諸活動に対し、目標値を設定しませんが、計画の内容を鑑み、多摩市地域福祉計画と連携した計画であることから、今後の内容について、多摩市地域福祉計画市民委員会にて取組の推進を図ります。



国や東京都における再犯防止に関する動向

- 平成**
- 14年 全国における刑法犯の認知件数がピークとなる。(285万4061件)
 - 15年 犯罪対策閣僚会議が設置され、「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」を策定
 - 17年 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005」(いわゆる「骨太の方針」)に初めて「再犯の防止」を盛り込む。
 - 24年 犯罪対策閣僚会議において、日本で初めて刑事政策に数値目標を盛り込んだ「再犯防止に向けた総合対策」を決定
 - 25年 再犯防止対策の推進を盛り込んだ「「世界一安全な日本」創造戦略」を閣議決定
 - 26年 犯罪対策閣僚会議において、「宣言：犯罪に戻らない・戻さない～立ち直りをみんなで支える明るい社会へ～」を決定
 - 28年 ・犯罪対策閣僚会議において、「薬物依存者・高齢犯罪者等の再犯防止緊急対策～立ち直りに向けた“息の長い”支援につながるネットワーク構築～」を決定
・「再犯の防止等の推進に関する法律」(平成28年法律第104号)の公布・施行
 - 29年 「再犯防止推進計画」(以下「国計画」という。)を閣議決定
 - 30年 薬物乱用対策推進会議において「第五次薬物乱用防止五か年戦略」を策定
- 令和**
- 元年 ・全国における刑法犯の認知件数が戦後最小を更新(74万8559件)
・「東京都再犯防止推進計画」の策定
・犯罪対策閣僚会議において、「再犯防止推進計画加速化プラン～満期釈放者対策を始めとした“息の長い”支援の充実に向けて～」を決定

(1) 再犯防止に向けた国の取組(「令和2年版再犯防止推進白書」より)

国は、2003年(平成15年)に犯罪対策閣僚会議を開催し、「犯罪に強い社会の実現のための行動計画 - 「世界一安全な国、日本」の復活を目指して -」を策定して以降、犯罪対策において、再犯を防止することが必要かつ重要であるとの認識の下、2012年(平成24年)に「再犯防止に向けた総合対策」を、2014年(平成26年)に「宣言：犯罪に戻らない・戻さない～立ち直りをみんなで支える明るい社会へ～」を、それぞれ犯罪対策閣僚会議で決定するなど、様々な再犯防止対策を講じてきました。

そのような中、2016年(平成28年)12月、議員立法により、「再犯の防止等の推進に関する法律(平成28年法律第104号。以下、「再犯防止推進法」という。))が成立し、施行されたことを受け、2017年(平成29年)12月、2018年度(平成30年度)から2022年度(令和4年度)未までの5年間を計画期間とする、国として初めてとなる再犯防止推進計画(以下、「国計画」という。)を閣議決定しました。この計画は、国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、今後5年間で政府が取り組む再犯防止に関する施策を盛り込んだ初めての計画であり、次の5つの基本方針を設定しています。

【基本方針】

- I 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進
- II 刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施
- III 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施
- IV 犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施
- V 再犯防止の取り組みを広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成

(2) 再犯防止に向けた東京都の取組（「東京都再犯防止推進計画」より）

都内の刑法犯検挙人員は大幅に減少しているものの、検挙数における再犯者の数（以下、「再犯者率」という。）は約5割であり、大きな割合を占めています。

誰もが安全で安心して暮らすことができる「セーフ シティ」を実現するためには、犯罪を未然に防ぐことに加え、犯罪をした者等が抱える課題等を社会全体で解消することで、その立ち直りを支援し、犯罪や非行の繰り返しをなくしていく再犯防止の取組を推進していくことが不可欠です。

東京都はこれまで、法務省や保護司会等の関係機関・団体とも連携し、“社会を明るくする運動”をはじめとする啓発活動や、関係団体の活動支援に取り組んできました。

更生保護や再犯防止施策は、刑事施策の一環として、これまで国が中心となって実施されてきましたが、犯罪をした者等の中には、高齢である者、障害がある者、自立した生活を営むための基盤である適当な住居や就労が確保できない者など、地域において社会復帰を果たす上で継続的な支援を要する者が存在しており、それらの者が必要な住民サービス等を円滑に受けられるような配慮が求められています。

そこで、再犯防止推進法の趣旨やソーシャルインクルージョンの考え方も踏まえ、犯罪をした者等であって、東京都に居住する又は居住する見込みのある者等が、地域社会の一員として円滑に社会復帰することができるよう、民間支援機関等と連携し、必要な取組を推進することで、都民が安全で安心して暮らせる社会づくりを行うため、国計画を踏まえ、再犯防止推進法第8条1項に基づく地方再犯防止推進計画として令和元年7月に「東京都再犯防止推進計画」（以下、「都計画」という。）を策定しました。この計画は、国計画に掲げられている5つの基本方針を踏まえ、次の重点課題に取り組むこととしています。

【重点課題】

- ・ 就労・住居の確保等
- ・ 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ・ 非行の防止・学校と連携した修学支援等
- ・ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導・支援等
- ・ 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等
- ・ 再犯防止のための連携体制の整備等

Ⅲ 重点課題（項目）と主な取組

（１）計画の体系

基本方針

- ① 国・東京都・民間等の関係機関との緊密な連携強力を確保して「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、切れ目のない指導及び支援を実施により再犯防止施策を総合的に推進
- ② 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解する重要性を踏まえた取組の実施
- ③ 犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施
- ④ 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く市民の関心と理解を醸成
- ⑤ 保護司など民間協力者の活動しやすい環境づくり支援

6つの重点課題

- 重点課題1 就労・住居の確保等
- 重点課題2 保健医療・福祉サービスの促進等
- 重点課題3 非行の防止・学校と連携した修学支援等
- 重点課題4 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等
- 重点課題5 再犯防止のための連携体制の整備等
- 重点課題6 3市共通で行う取組

（２）主な取組

重点課題1 就労・住居の確保等

【施策】

- (1) 就労の確保等
- (2) 住居の確保等

（１）就労の確保等

【現状と課題】

安定した生活を営むため、就労が重要である事は言うまでもありません。

刑務所に再び入所した者のうち、再犯時に無職であった者は約7割にもなります。また、仕事に就いていない者（無職者）の再犯率は、仕事に就いている者（有職者）の再犯率と比べても約3

倍と高く、安定した就労が再犯リスクを軽減するために必要です。

しかし、犯罪をした者等が求職活動を行うにあたっては、求職スキルが身につけていない場合が多いことや、前科等の経歴が就職への困難課題となることが多く、また、就職をしたとしても、基本的なマナーや社会生活を送るうえで必要な対人関係の形成や維持のための能力を身に付けていないなどのために職場での人間関係がうまく構築できず、または、本人の能力とはミスマッチな職業に従事することから離職に至ってしまう場合があります。

一方、雇用側の支援については、犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、または、雇用しようとする事業主である「協力雇用主」の登録者数が少ない現状です。また、協力雇用主でありながら、実際には犯罪をした者等の雇用には至っていない企業等も存在しています。

国においては、矯正施設における社会のニーズに合った職業訓練の実施、矯正就労支援情報センター室（通称「コレワーク」）の設置を始めとする矯正施設・保護観察所・ハローワークが連携した求人・求職のマッチングの強化等を行っています。

【本市の具体的な施策】

一般的な就労に関するもの

○ しごと・くらしサポートステーションの設置 【福祉総務課】

多摩市では、「しごと・くらしサポートステーション」を開設し、就労・心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方からの相談に応じ、自立に必要な情報提供及び助言・就労支援を行います。

+α しごと・くらしサポートステーションの事業

■ 自立相談支援事業

相談者の困りごと、不安などを聞き、抱える課題を整理し、解決方法を一緒に考えます。

■ 就労準備支援事業

就労者基本的なコミュニケーション、生活習慣に課題を抱える市民の支援を行います。カウンセリングやボランティア、就労体験など、就労に向けて、あるいは就労に結びつかない場合でも本人にとっての「自立の第一歩」を目指して支援を行います。

■ 就労支援事業

一般就労に向けた支援を希望する方の支援を行います。

○ 就業労働相談事業 【経済観光課】

市民の就労機会の拡大を目的に、ハローワーク府中と多摩市が共同して運営する地域職業相談室として「永山ワークプラザ」を設置し、国や都、地域企業と連携して面接会等を実施することで、直接的な就労機会を提供します。

障がい者施策の就労に関するもの

○ 障がい者チャレンジ雇用・就労支援事業 【障害福祉課】

多摩市では、障がい者を会計年度任用職員として期間を定めて雇用し、その業務経験を通じて、一般企業等への就職の実現を図り、障がい者の雇用及び就労を促進し、地域社会における

自立に寄与します。

○ 障がい者就労支援事業 【障害福祉課】

障がい者の一般就労の機会を拡大するとともに、安心して働き続けられるように就労面と生活面の支援を一体的に提供することにより、障がい者の自立と社会参加の促進を図ります。

新規就労者の開拓とあわせ、既就労者については、契約内容相談や定期的な訪問等を行うことにより、職場定着の充実を図ります。

○ 障害福祉サービス事業 【障害福祉課】

障害者総合支援法が定めるサービスの総称で、生活能力や仕事のスキルを身に着ける訓練を提供し、利用者のニーズに応じて、自立した日常生活又は社会生活ができるよう訓練や支援を行います。また、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援や、単身での居住に必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や臨時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行います。

利用者の状況に応じて、グループホームへ入居し、共同生活を行いながら社会性などを身に着けることが出来るよう、サービスを提供します。

また、障害福祉サービスに関する利用支援や、利用者に応じた地域以降支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行い、スムーズに地域で安心して暮らしていけるよう支援を行います。

高齢者施策の就労に関するもの

○ 多摩市シルバー人材センター事業 【高齢支援課】

多摩市シルバー人材センターでは、就業により社会参加を希望する高齢者に対し、様々な就業の機会を提供することにより、高齢者の生きがいや生活における充実感の獲得を図ります。

(2) 住居の確保等

【現状と課題】

地域で安定した生活を営むためには、まず、定住先が確保されていることが重要です。

刑務所等からの満期出所者の4割以上（令和元年法務省「矯正統計年報」より。）が適当な住居が確保されないまま出所しており、これらの者は出所後、比較的短期間のうちに再犯に至っています。こうした課題について、法務省の行ったアンケートによると、地域社会に定住先を確保できない要因として、賃貸契約時の連帯保証人の確保が困難なことや出所者の経済基盤が弱いことなどが課題として挙げられております。

政府においても、親族等のもとに帰住することができない者の一時的な居場所となる更生保護施設の受入れ機能の強化、自立準備ホーム*の確保など、矯正施設出所後の帰住先の確保に向けた取組を進めているところです。しかし、これらは、一時的な居場所に過ぎないため、更生保護施設等を退所した後は地域に安定した住居を確保していくことが課題となっています。

*自立準備ホーム：刑務所・少年院などを出所（院）した後、帰る住居がない犯罪をした者等が自立できるまでの間の受け入れ先として、ホームレス支援団体などのあらかじめ保護観察所に登録した民間法人・団体等の事業者が保有する宿泊場所。

【具体的な施策】

○ しごと・暮らしサポートステーションの設置 【福祉総務課】

再掲（P. 6 参照）

+α しごと・暮らしサポートステーションの事業

■ 住居確保給付金事業

経済的に困窮し、住宅を失った又は失うおそれのある方に対し、原則3か月間、家賃相当額（上限あり）を市から住宅の賃主に支給することで、就職に向けた活動及び就労への支援を行います。

対象者に対し、定期的にハローワークに職業相談を行うほか、しごと・暮らしサポートステーションの面接等を行い、ハローワークの就労支援ナビゲーターとしごと・暮らしサポートステーションの支援員によるチーム支援を行います。

○ 多摩市居住支援相談窓口の設置 【都市計画課】

住宅確保要配慮者を対象に、住替え先を探すための相談や不動産店への同行などの入居時の支援のほか、生活や住まいに関する相談に応じ、様々な面で一体的な支援を行います。

○ 都営住宅への入居促進 【都市計画課】

入居者の決定にあたり、住宅困窮度を点数化して入居者を決定するポイント方式において、高齢者・障がい者・ひとり親世帯などの生活に課題を抱える世帯のポイントを加点し、都営住宅への入居を促進します。

○ シルバーピア（高齢者住宅）事業 【高齢支援課・都市計画課】

市内6か所にあるシルバーピア（日常的に自立する高齢者を対象とした、高齢者の特性に配慮した設備や構造を整備した集合住宅）へ、一定の条件を満たす高齢者に対し、入居者の募集を行います。シルバーピアには、生活協力員を常駐させ、入居者の「良き隣人」となり、相談相手・理解者として支援を行います。

多摩市のシルバーピアでは、センサーを用いた異常感知システムを使用しており、異変を察知した場合生活協力員が常駐する団らん室に異常が通報され、すぐに駆け付けられるような仕組みづくりを行っており、入居者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう様々な支援を行います。

○ 障害福祉サービス事業 【障害福祉課】

再掲（P. 7 参照）